令和８年第９回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年９月１０日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第９回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１８名】

１番　井上ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１１名】

２０番　唐川　富雄（欠席）	２１番　髙良　　悟	２２番　日野　孝紀
２３番　田邊由紀嗣（欠席）	２４番　井上美津子	２５番　大内田豊年
２６番　安陪　廣重	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松（欠席）
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二（欠席）
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２８番・３２番・３６番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について
・報告第　２号　　農地改良届出について
・報告第　３号　　農業委員会から市長への要望書の回答について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　３号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　４号　　農地転用計画変更申請について
・議案第　５号　　農地法第５条の規定による許可申請について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員　　事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃

事務吏員　　佐　藤　祐　也
事務吏員　　岩　切　範　宏
農業振興課事務吏員　　家　守　有里彩
（　　開会　　１４時００分　　）

７．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第９回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１８名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１１名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に１番井上委員、２番師岡委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明
１ページの５件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から５番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手の上、議席番号と名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
２ページをお開きください。
次に、報告第２号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案書朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番について、担当委員の説明を求めます。
１１番江藤委員。
１１番挙手

議　長　　１１番江藤委員。

１１番　　（江藤委員）報告番号１番について説明します。本件は、８月定例会において農地法第３条の許可申請の許可された案件ですが、今回、１ｍ以下の盛土をしたいということで届出を出されています。区会長並びに隣接地にも確認したところ排水も問題ないということで聞いています。以上です。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
報告番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、報告番号１番を終わります。次に、報告番号２番について担当推進委員の説明を求めます。３２番岩下委員。
岩下委員挙手

議　長　　３２番岩下委員。

３２番　　（岩下委員）報告番号２番について説明します。この土地は、三角の農地で一辺は道路に面し、一辺は介護施設に接しています。この農地は取水がないため、地上げして畑として使用したいとのことです。作付けは野菜としていますが、花苗を栽培されるのではないかと思い

ます。
議　長　担当推進委員の説明は終わりました。担当委員及び推進委員より補足説明はありませんか。
（担当委員及び推進委員）ありません。
議　長　報告番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、以上で報告第２号を終わります
３ページをお開きください。
報告第３号「農業委員会から市長への要望書の回答について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　（事務局）大山係長。
事務局　（大山係長）議案書朗読により説明。続いて回答書の要点を読み上げて説明。
議　長　事務局の説明は終わりました。報告第３号について、質問や意見はありませんか。
１０番挙手
議　長　１０番森高委員。
１０番　（森高委員）予算が無いという理由ですが、荒廃農地は進んでいるのですから、１００万も２００万も出してくれと言っているのではない。いろんな支援事業があるが今年度は予算を組んでいないから無理だと思いますが、来年度は予算を組んでほしいです。総額の１／２とか数十万程度だと思います。１０件も出てくるようなところはないと思います。先進地視察でも見てきたように国県でなくとも市でやればいいんですよ。予算が無いというなら視察を止めたらどうですか。
来年度の予算で組んでください。
議　長　会議前にも話したのですが、５万円や１０万円からでも予算を組んでいって、それから要求して言ったらどうかという話をしました。農業振興課の予算ではなく、農業委員会の予算で組んで行ってはどうか。できるかどうかは分かりませんが。
１０番　（森高委員）最初から大きな金額は求めていませんが、このような立派な文書で回答するのは、やる気が無いのではないか。農業委員の動きも止めてしまうことにもなる。
事務局　（中村局長）農業委員の皆さんから要望が上がり、事務局としても荒廃農地の問題は、市にとっても全国的にも問題となっており、後継者不足などで近隣の農地が迷惑を受けていることをどうにかしなければならないという思いで要望を受け、市に提出したものです。
回答書に書かれている部分は、要望書提出から約１ヶ月で回答を出さなければならないということから急いで回答されたものであると思います。
ここに書かれていますように「現時点においては」ということで、今は厳しい状況であるが、今後も継続して十分な検討を行っていくとも書かれているかと思います。
ここは何かしらの対策を講じていく必要があるという思いは持っていますので、市内部でも市長部局と農業委員会部局とで話していきたいと思っています。
また、推進機構の事業でも対策事業があり、これは、幹が太いと対象にならないとかがありますので、推進機構に対して、何とか対象にならないのかという交渉もしています。
さらに、国の事業で荒廃農地再生支援事業というものが、令和８年度から事業があるということも聞き及んでおり、本日、当事業のＷＥＢ説明などが予定されていますので、勉強して対象になるようであればこういったものにも手を挙げていきたいと思っています。
まだまだ、これで終わりではなく意見としては通していきたいと思っています。
議　長　来年度の予算がそろそろ始まるが、５万円、１０万円でもいいから要求はできないのですか。
１０番　（森高委員）最初から１００万円とかではなく、少ない金額からでもスタートして、予算化して行くようなことはできないのか。よろしくお願いしたい。
議　長　具体的に１０万円程度の予算要望はできないのか。

事務局　（中村局長）予算を計上するにも補助内容の整備が必要です。対象者や補助率など制度の設計を整備する必要があります。

議　長　そのような予算要求を上げることはできるのか。

事務局　（中村局長）要求は上げることはできます。ただし、それまでに制度設計を作り上げる必要があります。

議　長　それはできますか。

事務局　（中村局長）それは、農業振興課の予算で上げるか、農業委員会の予算で上げるかになりますが、要望としては、農業振興課に要望していたものです。それを農業委員会事務局の予算で計上しても、市長部局と農業委員会という組織の違いはありますが、市予算としては全体としてみれば一緒であるのでそれをどう捉えられるかにはなると思います。
再度、調整協議等はしていきたいと思います。

１０番　（森高委員）一番いいのは、推進機構の事業を緩和するのが一番いいと思います。要件が色々あり縛りが多いため、なかなか使えない。市からも推進機構へお願いしてほしい。

事務局　（中村局長）つい先日、推進機構の森さんとお会いしたので、まさにその話、要件緩和をお願いしたところでした。立ち話ではあったのですが、正式な要望として出していくことも考えてよいと思います。交渉等もしていきたいと思います。

議　長　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、以上で報告第３号を終わります。
５ページをお開きください。
次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（佐藤）議案書朗読により説明。

議　長　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

議　長　農業振興課。

農業振興課　（家守）利用権設定申出件数が３７７件、設定面積１，５２５，２７２．３６㎡、設定筆数９９１筆となっています。今回は、１１月の更新月ですので件数が多くなっています。次のページをご覧ください。設定期間別の明細表となっています。最も多いのが５年で、次に１０年となっています。以上で説明を終わります。

議　長　農業振興課の説明は終わりました。
本件について、意見や質問はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
７ページをお開きください。
次に、議案第２号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）議案朗読により説明。審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号１番について、担当地区委員の１０番森高委員、３６番石井委員を指名いたします。
次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号２番について、担当地区委員の７番大隅委員、２７番松岡委員を指名いたします。次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号３番について、担当地区委員の５番鳥巣委員、２６番安陪委員を指名いたします。次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号４番について、担当地区委員の１５番田中委員、２５番大内田委員を指名いたします。８ページをお開きください。次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号５番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号５番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
審議番号１番から５番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番から５番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第２号は可決されました。
９ページをお開きください。
次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明。
議　長　　事務局の説明は終わりました。次に、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。

９番空閑委員。
９番挙手
議　長　９番空閑委員。
９番　（空閑委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、遠方のため耕作できないためです。譲受人は借りている農地を取得するためです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２４番挙手
議　長　２４番井上委員。
２４番　（井上委員）譲受人は、相続された譲渡人２人から管理をお願いされて、雑草が生えていたところを刈り取って、しっかり管理していくそうです。何を植えるかはまだ決まっていないそうです。特に問題はありません。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手
議　長　９番空閑委員。
９番　（空閑委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、譲渡人は離農、譲受人は相手方の要望によるものです。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
１０ページをお開きください。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手
議　長　１５番田中委員。
１５番　（田中委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、贈与です。譲受人は、譲渡人から農地を借りて以前から柿を作っていました。今回、譲渡人が高齢のため、親戚である譲受人に贈与するものです。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２５番　（大内田委員）ありません。
議　長　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。

次に審議番号４番について担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。
２番挙手
議　長　２番師岡委員。
２番　（師岡委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は規模縮小ということで、７反くらい農地を持ってありますが、全て長渕ファームに貸してあります。この農地は小さいため贈与するそうです。譲受人は相手方の要望によるものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３８番　（矢野委員）ありません。
議　長　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。
２番挙手
議　長　２番師岡委員。
２番　（師岡委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は相続したものの農家でないため農業に携わっていません。譲受人が規模拡大のために売買に合意したものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３８番　（矢野委員）ありません。
議　長　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時４５分まで休憩します。

１４時３４分休憩
１４時５４分再開

議　長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１１ページをお開きください。
次に議案第４号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。続いて審議番号１番について説明。
申請人、申請土地の状況、転用目的は議案書記載のとおりです。変更理由は、地上げする土の搬入が当初の計画より遅れたため、一時転用期間の延長を申請するもので、当初令和７年

８月１日から令和８年７月３１日までの１年間であったものを令和１０年７月３１日まで２年間延長して一時転用の最長期間である３年間に変更するものです。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

次に議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　４番信國委員。

４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は昨年隣の農地を事務所および露天駐車場として転用許可を得ています。今回、広い作業スペースが必要なため、事務所隣接地を整備し、露天作業場として転用するものです。地ならしをして砂利を敷き、雨水は自然浸透です。農地法の運用は、鉄道の駅（西鉄上浦駅）から概ね３００ｍ以内の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２１番　（高良委員）ありません。

議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

１７番挙手

議　長　１７番畑委員。

１７番　（畑委員）会社は何をしている会社ですか。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）会社の登記には、デザイン業となっています。今回の申請では、大型の看板を扱うのに作業スペースが必要ということで申請されています。

議　長　ほかに質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。

２番挙手

議　長　２番師岡委員。

２番　（師岡委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的と理由は、露天駐車場及び露天資材置場で、電気工事業を営んであり、電柱などの資材置場が不足しているため申請するものです。農地法の運用については、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。雨水排水については、道路横に側溝がありますので問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い

します。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３８番　　（矢野委員）ありません。
議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。１８番林委員。
１８番挙手
議　長　　１８番林委員。
１８番　　（林委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借です。転用の目的は、自己用住宅で現在借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。居宅１棟２０１．７１㎡。農地法の運用については、杷木支所から概ね５００ｍ以内の農地に該当します。農用地区域外です。これは、娘さんがお父さんの土地に家を建てるということです。下水は浄化槽を使用します。雨水は周りより高くなっており、横に水路もありますのでそこに排水します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３３番　　（熊谷委員）ありません。
議　長　　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時０３分　）